

食品安全委員会第1000回会合議事録

1. 日時 令和7年10月14日（火） 14：00～14：31

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・飼料添加物「たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について
- ・食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）「L-カルニチン」に係る食品健康影響評価について
- ・飼料添加物「L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物」に係る食品健康影響評価について

(3) 令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について

(4) 令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

(5) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(事務局)

中事務局長、前間事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、古田評価第二課長、楠川情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、澁岡評価情報分析官、蟹江評価調整官

5. 配付資料

資料1 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエ

ート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種>

資料 2 - 1 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物>

資料 2 - 2 食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について<L-カルニチン>

資料 2 - 3 飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物>

資料 3 令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について

資料 4 令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第1000回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第1000回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は6点ございます。

資料1が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アシルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種>」、資料2-1が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物>」、資料2-2が「食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）に係る食品健康影響評価の審議結果について<L-カルニチン>」、資料2-3が「飼料添加物に係る食品健康影響評価の審議結果について<L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物>」、資料3が「令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題（案）及び事前評価結果について」、資料4が「令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○山本委員長 それでは、議事に移ります。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の頭金委員から説明をお願いいたします。

○頭金委員 それでは、高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について御説明申し上げます。

まず、私から概要を説明いたします。

資料1の右下のページ数、4ページの要約を御覧ください。本品種は、既に食品健康影響評価が終了し、人の健康を損なうおそれはないと判断されている高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1及び除草剤耐性ダイズ44406系統を親系統として、従来手法で掛け合わせで得られるものであり、これら2系統に付与された形質を全て併せ持つものになります。

本品種は、「導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系が改変され、特定の代謝系を促進又は阻害して、特定の栄養成分を高めた形質や細胞壁の分解などを抑制する形質が付与されるもの」及び「導入された遺伝子によって、既存品種の代謝系には影響なく、害虫抵抗性、除草剤耐性、ウイルス抵抗性などの形質が付与されるもの」を掛け合わせた品種になります。したがって、「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた

品種の食品健康影響評価に関する事項」（「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添）における、安全性の確認を必要とする掛け合わせに該当し、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断いたしました。

それでは、詳細については、事務局から説明をお願いいたします。

○ 刈岡評価情報分析官 お手元の資料1に基づきまして補足の説明をいたします。

右下のページ番号で3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。本年8月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会において御審議をいただき、評価書案を取りまとめていただいたものでございます。

5ページの評価対象食品の概要を御覧ください。名称は「高オレイン酸含有ダイズDP-305423-1並びに除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性ダイズ44406系統の掛け合わせ品種」です。

先ほど頭金委員から御説明のとおり、既に食品健康影響評価が終了し、人の健康を損なうおそれはないと判断されている高オレイン酸含有の形質が付与されたダイズDP-305423-1及び除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネート耐性の形質が付与されたダイズ44406系統を親系統として、これらを従来の手法で掛け合わせて作出されたもので、これら2系統に付与された形質を全て併せ持つものです。

続いて、II.の食品健康影響評価でございます。

6ページに行っていただいて、1.の(1)ですが、親系統であるダイズDP-305423-1及びダイズ44406において新たに付与された形質は、ここにあります①から⑤のとおりでありまして、それぞれの遺伝子等がコードするタンパク質によって、それぞれオレイン酸含有量の増加、除草剤アリルオキシアルカノエート系、グリホサート及びグルホシネートに対する耐性が付与されています。

続いて、7ページの(2)ですが、掛け合わせた品種は、亜種レベル以上の交配ではないとしております。

続いて、(3)ですが、本掛け合わせ品種の摂取量、食用としての使用部位、加工法等の利用目的及び利用方法については、親系統であるダイズDP-305423-1に準じるとしております。

続いて、2.でございますが、各親系統に導入した遺伝子により付与されたいずれの形質も、本掛け合わせ品種において安定して維持されていることが確認されたとしております。

続いて、3.ですが、本掛け合わせ品種で産生される除草剤耐性タンパク質は、酵素活性を有するものですが、いずれも特定の基質に対する反応性を示すもので、関連する代謝経路は互いに独立しているとしています。また、*gm-fad2-1*遺伝子断片はタンパク質の翻訳領域ではなく、新たなタンパク質が産生されるとは考え難く、また、*gm-fad2-1*遺伝子発現

カセットから産生される転写産物が関与する代謝経路とそれぞれの除草剤耐性タンパク質が関与する代謝経路は互いに独立しているとしております。

以上のことから、各親系統に導入した遺伝子により付与されたいずれの形質も、その作用機作は独立しており、本掛け合わせ品種において互いに影響し合わないと考えられたとしております。

続いて、4. ですが、親系統のうちダイズDP-305423-1において、意図して栄養改変を行ったオレイン酸等以外に非組換えダイズとの間で統計学的に有意な変化が認められたヘプタデカン酸及びヘプタデセン酸について、本掛け合わせ品種及びダイズDP-305423-1の種子中の含有量を分析した結果、いずれも同程度であることが確認されたとしております。

以上のことから、先ほど頭金委員から御説明のあったとおりでございますが、本品種は、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」別添の「食品健康影響評価済みの遺伝子組換え植物を掛け合わせた品種の食品健康影響評価に関する事項」における、安全性の確認を必要とする掛け合わせに該当し、「遺伝子組換え食品（種子植物）に関する食品健康影響評価指針」に基づき評価した結果、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

以上につきまして、よろしければ、30日間、意見・情報の募集を行いたいと考えております。

補足の説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

また、遺伝子組換え植物の掛け合わせにつきましては、これまでに専門調査会で遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種についての評価実績が多くあり、導入遺伝子の安定性が確認されていること、いずれも掛け合わせによる意図せざる影響が認められないことなどが分かってまいりました。このため、遺伝子組換え食品等専門調査会からは、食品健康影響評価を簡素化できるのではないかと、また、その内容によっては専門調査会における審議を経ることなく、食品安全委員会で審議を行うことも含め、横断的に議論したいとの要望が同調査会からありました。

この遺伝子組換え植物の掛け合わせに関する取扱いにつきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会で検討し、次回以降の食品安全委員会に報告するように事務局の方でお願いいたします。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、飼料添加物「たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 それでは、お手元の資料2-1に基づきまして説明いたします。

右下のページで5ページ、審議の経緯を御覧ください。本件は、第209回肥料・飼料等専門調査会において取りまとめていただきました評価書案を第995回食品安全委員会において報告し、8月27日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行ったものです。

10ページの5. 使用目的及び使用状況を御覧ください。L-イソロイシンは、多くの生物にとっての必須アミノ酸であり、効率的なアミノ酸の供給を目的として飼料に添加されます。

20ページから食品健康影響評価でございます。21ページを御覧ください。肥料・飼料等専門調査会で審議した結果、タンパク質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えられました。

国民からの意見・情報の募集の結果につきましては、最後のページに参考として添付しておりますが、期間中に意見・情報はございませんでした。

以上、本評価書につきましては、肥料・飼料等専門調査会の結論をもちまして、リスク管理機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「たん白質の加水分解により製造されたL-イソロイシンを原体とする飼料添加物」は、飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、食品衛生法第13条第3項の規定に基づき、人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質（対象外物質）「L-カルニチン」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 お手元の資料2-2に基づきまして、既存の評価書から追記、修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページで5ページ、審議の経緯、第2版関係の部分を御覧ください。L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物の対象動物の適用拡大に係る評価要請に伴い、第209回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

31ページの7. 生殖発生毒性試験を御覧ください。L-カルニチン塩化物を用いた4つの生殖発生毒性試験が実施されており、各試験で繁殖能に対する影響及び催奇形性に関する結論を追記しましたが、第1版で結論づけられたNOAELに変更はございませんでした。

36ページの8. ヒトにおける知見、(1) 摂取量についてを御覧ください。日本人の1人1日当たりのL-カルニチン摂取量は、令和5年国民健康・栄養調査及び種々の食品中に含有されるL-カルニチン量を基に、約0.82 mg/kg 体重/日であり、豚にL-カルニチンを飼料添加物として使用したことによる摂取増加量は約0.14 mg/kg 体重/日と推定されました。

39ページに食品健康影響評価を取りまとめております。L-カルニチンは生体に必須な常在成分であり、主に肉や乳製品等から摂取されるほか、肝臓、腎臓等での生合成により供給されます。

残留試験では、本飼料添加物の混餌投与を開始した時期にかかわらず、組織中の総カルニチン濃度は用量依存性に増加し、筋肉部位における総カルニチン濃度は血漿及びその他の組織より高値を示しましたが、L-カルニチンの食品を介した日本人の一日摂取量及び豚にL-カルニチンを飼料添加物として使用したことによる摂取増加量の推定並びにヒトの腸管におけるL-カルニチンの吸収が一定の投与量で飽和することを考慮すると、食品を介してヒトがL-カルニチンを過剰に摂取することはないと考えられました。

今回、生殖発生毒性試験、ヒトにおける知見等を中心に追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、L-カルニチンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるとまとめられました。

以上のことから、L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物の評価要請に伴い、新たに

追記した内容はございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちL-カルニチンは動物用医薬品及び飼料添加物として通常使用される限りにおいて、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれのないことが明らかであると考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続いて、飼料添加物「L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○古田評価第二課長 お手元の資料2-3に基づきまして、既存の評価書から追記修正した箇所を中心に説明いたします。

右下のページで4ページ、審議の経緯、第2版関係の部分を御覧ください。L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物の対象動物の適用拡大に係る評価要請に伴い、第210回肥料・飼料等専門調査会において審議を行い、評価書の第2版として取りまとめたため、本日御報告いたします。

8ページの評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。有効成分はL-カルニチンです。飼料の栄養成分、その他の有効成分の補給を目的として、種豚及び種豚育成中の豚の飼料に添加して使用されます。

10ページの有効成分及び賦形物質等に係る知見を御覧ください。有効成分であるL-カルニチンについては、先ほど御説明したとおりです。本飼料添加物に含まれている賦形物質は、その使用状況を考慮すると、本飼料添加物の含有成分として摂取した場合の人への健康影響は無視できる程度と考えられたことを追記しました。

13ページの対象動物における安全性を御覧ください。豚にL-カルニチンを混餌投与する安全性試験が実施されており、本飼料添加物の推奨添加量の60倍量までの添加について、豚に対する安全性に問題はないと考えられたことを追記しました。

14ページに食品健康影響評価をまとめております。今回、賦形物質に関する知見、対象動物における安全性等を中心に追記しましたが、これまでの結論に変更はなく、L-カルニチンを有効成分とする飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたとまとめられました。

以上のことから、新たに追記した内容がございますが、既存の評価結果に影響を及ぼすものではございませんでした。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、新たに追記した内容はあるものの、既存評価結果に影響を及ぼすものではないことから、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、肥料・飼料等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちL-カルニチンを有効成分とする飼料添加物が飼料添加物として適切に使用される限りにおいては、食品を通じて人の健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えたということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(3) 令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題(案)及び事前評価結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題(案)及び事前評価結果について」です。

まず、研究・調査企画会議事前・中間評価部会座長の祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 令和7年度食品健康影響評価技術研究の二次公募における採択課題(案)及び事前評価結果については、9月26日に開催しました令和7年度研究・調査企画会議事前・中間評価部会で審議し、資料3のとおり取りまとめました。

詳細については、事務局から説明をしてください。

○蟹江評価調整官 それでは、資料3に基づきまして御説明いたします。

3 ページ目を御覧ください。令和7年7月14日から8月5日まで公募を行い、4 課題の応募がございました。事前・中間評価部会において、応募内容を審査した結果、公募課題に沿った3 課題を採択課題として選定し、事前評価結果として評価所見等を取りまとめたので御報告いたします。

1 つ目の課題名は「ベンチマークドーズ法の活用を念頭においた調査および実装研究」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、リスク評価に必要な研究であり成果が期待されるとしております。

4 ページに移りまして、課題名は「食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的調査」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、公募趣旨に沿った研究計画となっており、調査項目の妥当性評価と改善を通じて、信頼性の高い調査基盤の構築が期待されるとしております。

5 ページに移りまして、課題名は「ヒト腸内細菌叢と胆汁酸組成の違いによるカンピロバクターの生残特性を基盤とする新たな用量反応モデルの開発」としまして、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、用量反応関係の検討に腸内細菌叢及び胆汁酸組成の個人差を考慮することや、二次胆汁酸及びムチンに着目してその影響を解析することにより、より実態に即した精緻なモデルの構築が期待できるとしております。

この案についてお認めいただきましたら、今年度から開始できるよう手続を進めてまいります。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局は手続を進めるよう、お願いいたします。

(4) 令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について」です。

まず、祖父江委員から説明をお願いいたします。

○祖父江委員 9月25日に令和7年度研究・調査企画会議事後評価部会第3回を開催し、令和6年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果について審議を行いましたので、資料4のとおり報告いたします。

詳細につきましては、事務局から説明をしてください。

○蟹江評価調整官 それでは、資料4に基づきまして、御説明いたします。

令和6年度終了研究の9課題について、事後評価部会において書面審査及びヒアリング審査を行い審議した結果、事後評価結果として評価所見等を取りまとめたので、御報告をいたします。

3ページ目を御覧ください。

1つ目の課題名は「誘電泳動法を用いた細胞分離・捕捉技術の確立によるViable But Non-Culturable状態のカンピロバクターの網羅的特性解析」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、主要目的である「VBNC状態のカンピロバクターがヒト腸管内で復活し、増殖・感染を引き起こす可能性の評価」は、国際的にも挑戦的なテーマであり、本研究の意義は高いと考えられるとして、評価点は14.3でございます。

4ページに移りまして、課題名は「食品中に存在するナノ粒子のリスク評価手法に関する研究」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、本研究は、EFSAガイダンスを基盤として、食品中ナノ粒子のリスク評価における分析手法及び評価枠組みに関する課題整理を行ったものであり、実務的かつ国際的意義の高い取組であるとしております。評価点は14.3でございます。

5ページに移りまして、課題名は「食品関連化学物質のリスク評価におけるリードアクロス手法の適用と信頼性評価に関する研究」として、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、本研究の成果は、食品安全委員会におけるリスク評価の実務において、リードアクロスの導入を進める上で重要な基盤情報となると考えられるとして、評価点は16.8でございます。

6ページに移りまして、課題名「国際動向に鑑みた食品中の残留農薬に係る発達神経毒性学分野のリスク評価手法に関する研究」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、本研究は、DNT評価に関する国際的な動向を踏まえ、*in vivo*及び*in vitro*試験、国内施設へのアンケート、CTA試験など多角的なアプローチを通じて、科学的根拠に基づく評価体系の基盤を築いた点に意義があるとしており、評価点は14.6となっております。

7ページに移りまして、課題名は「養殖水産動物における薬剤耐性指標細菌の設定及びモニタリングの試行」であり、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、市場で販売されている魚より分離された *Vibrio* 属菌及び *Lactococcus garvieae* を対象として薬剤耐性の獲得状況のモニタリングを行い、定量的リスク評価の試行を実施できたことは重要と思われるとして、評価点は16.3でございます。

8ページに移りまして、課題名は「アレルギー誘発性を有する植物に由来するタンパク質の網羅的消化性評価」でありまして、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、ペプシン消化性ではなく、トリプシン消化性と既知アレルゲンとの構造相同性の間に相関が認められたという研究結果は興味深く、食物由来タンパク質の消化性評価の有用性を示唆する成果と言えるとしており、評価点は15.0です。

9ページに移りまして、課題名は「食品に含まれるトランス脂肪酸の摂取量推計に係る研究」でして、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、多様な食品群のトランス脂肪酸濃度を分析し、「国民健康・栄養調査」個人データと統合することで、最新の日本人における摂取量推計を実現した点は、本研究の重要な成果であるとしており、評価点は14.8でございます。

10ページに移りまして、課題名は「最新のベンチマーク手法をリスク評価に実装するための課題に関する研究」でして、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、事前分布の設定やソフトウェア間の差異など、実務上の重要な論点が明確にされており、リスク評価の高度化に向けた有意義なステップと評価できるとして、評価点は14.4でございます。

最後になりますが、11ページになりまして、課題名「リスク評価のデジタル化：情報収集と解析の自動化による省力化と精度向上」でして、研究概要は記載のとおりです。

評価所見は、食品中の食中毒菌汚染状況に関する情報のデータベースの構築をしたことは有意義で評価される。データを集める作業の負荷が大きいので、リスク評価の集約を自動化して可視化し、精度高く活用しようとする本課題の価値は高いが、AIを活用するレベルには至っていないとして、評価点は13.8でございます。

報告は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件としては以上といたします。御報告どうもありがとうございました。

(5) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 特にございません。

○山本委員長　これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

本日は、第1000回ということで、一つの区切りを迎えることができました。引き続き、最新の科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正なリスク評価を推進してまいりたいと存じます。

次回の委員会会合は、来週、10月21日火曜日14時から開催を予定しております。

また、15日水曜日9時半から「食事由来の化学物質のばく露評価ワーキンググループ」が、16日木曜日10時から「プリオン専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第1000回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。